

訪問介護ステーション暖 運営規程

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あわホームホスピス研究会（以下「事業者」という。）が開設する訪問介護ステーション暖（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者がサービスを必要とする障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう当該利用者の意思と人格を尊重し、身体その他の状況およびそのおかれている環境に応じて適切に指定居宅介護、指定重度訪問介護及び同行援護（以下、「指定居宅介護等」という）を行う。
- 2 事業に当たっては、地域結びつきを重視し、当該利用者の所在する市町村、他の居宅介護事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努める。
- 3 事業に当たっては、利用者の必要なときに必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努める。
- 4 前3頁の障害者総合支援法、省令、規則に定められた内容を遵守し、事業を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護ステーション暖
- 二 所在地 徳島県徳島市勝占町中須 92-1
大松ジョリカ B101

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1名（常勤・管理者と兼務）内訳 介護福祉士 1名
サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画の作成等を行う。
- 三 従業者 5名以上
内訳 介護福祉士 4名
従業者は、適切な技術を持って居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする

なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等の内容)

第6条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 居宅介護に関する内容

身体介護（排泄・移動・食事・入浴等）、通院介助、通院等乗降介助、家事援助

二 重度訪問介護

(1) 重度訪問介護計画の作成

(2) 重度訪問介護に関する内容

身体介護（排泄・移動・食事・入浴等）通院介助、家事援助、外出支援

三 同行援護

(1) 同行援護計画の作成

(2) 同行援護に関する内容

四 前各号に掲げる「居宅介護等」に関する、その他必要な介護、家事、相談、助言など適宜利用者の必要に応じて行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した場合は、利用者又はその扶養者から当該指定居宅介護等に利用者負担額の支払いを受ける。

2 法廷代理受領を行わない指定居宅介護等を提供する際には、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定により算定された介護給付費または、第30条第3項第1号の規定により算定された特例介護給付費の支払いを受ける。

3 前項に定める額その他、通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費として、次に掲げる額を利用者から徴収する。

一 事業者の自動車を利用した場合、片道で実施地域を超えた地点から居宅までの往復移動距離×60円/km

二 公共交通機関やタクシーを利用した場合、実際にかかった額

4 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市（国府町、鮎喰町、北・南矢三町、北・中・南島田、応神町、上八万町、入田町、吉野本町、寺島本町を除く）、小松島市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員は、居宅介護等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供する居宅介護等のサービスに関する利用者及び扶養者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、対応方法に関する規定を別に定めて職員に周知を図るとともに、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対して利用開始時及び必要に応じて適宜苦情解決のしくみを説明する。
- 3 事業所は、苦情解決に当たっては、苦情解決窓口第三者委員および県、市町村と連携し協力する。

(虐待防止等)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため下記の措置を講ずる。

- 一 成年後見制度の利用支援
- 二 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修の受講
- 三 管理者による、虐待防止に関する行政通達や法令の内容説明と理解促進のための研修を行う。
- 四 発生時には、当該利用者と加害者の状況確認、通報、相談支援員への情報提供、情報共有し、保護等の具体的行動および地域のネットワークを構築して解決に尽力する。

五 虐待防止委員会

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(身体拘束廃止等)

第12条 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる処置を講ずる。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第13条 事業所は、訪問介護員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年3回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人あわホームホスピス研究会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から実施する。
この規程は、令和5年10月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から実施する。
この規定は、令和6年11月1日から実施する。